

## 脳・心疾患発症者 新労災基準通知

20年ぶり改定

厚生労働省は14日、過重労働で脳出血や心筋梗塞などを発症した人の労災認定基準を約20年ぶりに改定し、全国の労働局に通知した。残業が発症前1か月で100時間などの「過労死ライン」に達していない

も、終業から次の勤務までの時間が短いなど、労働時間以外の負荷も総合的に評価して労災認定することを明記した。新基準は15日から施行される。

改定された基準では、労働時間以外の負荷として、定の時間をあける「勤務間

△終業から次の始業まで一定の時間間隔を設ける「勤務間隔」を見直すよう要望した。専門検討会は7月、「医学生的知見に照らして是認できる」との結論をまとめたり、労働時間の評価に変更はなかつた。

勤務▽身体的負荷を伴う業務――などが明記された。認定改定にあたり、過労死した労働者の遺族や弁護士らからは現行の「過労死ライン」を見直すよう要望が出でていたが、厚生労働省の専門検討会は7月、「医

も発症との関連が強いと位置付けた。

具体的には、不規則な勤務として退社から次の出社までの時間の短さや、休日のない連続勤務などを新たな評価対象に加えた。また、激しい肉体労働といった身体的な負荷も考慮する。

従来の基準でも、労災認

定の際には勤務形態や作業環境などを加味するよう定めていた。しかし、2020年度の脳・心臓疾患のうち、残業時間が80時間未満で労災認定された事例は1割以下にとどまっており、

残業時間のみで判断されやすいといった指摘が出ていた。

朝 新 道 日 21年9月15日

## 労災「月80時間」未満も

きょうから認定基準改定

厚生労働省は14日、脳

できるようにする。

心臓疾患の労災認定基準を改定し、15日から運用を開始すると発表した。基準の見直しは20年ぶり。残業時間が「過労死ライン」とされる月80時間に達しなくて

現在、過労死を認定する基準として、残業時間が「発

症前1か月間に100時間超」または「発症前2～6

か月間平均で月80時間超」

などと定められている。

近い残業時間のほか、労働時間以外の負荷がある場合

も、終業から次の勤務までの時間が短いなど、労働時間以外の負荷も総合的に評価して労災認定することを明記した。新基準は15日から施行される。

改定された基準では、労働時間以外の負荷として、定の時間をあける「勤務間

△終業から次の始業まで一定の時間間隔を設ける「勤務間隔」を見直すよう要望した。専門検討会は7月、「医

も発症との関連が強いと位置付けた。

具体的には、不規則な勤務として退社から次の出社までの時間の短さや、休日のない連続勤務などを新たな評価対象に加えた。また、激しい肉体労働といった身体的な負荷も考慮する。

従来の基準でも、労災認定の際には勤務形態や作業環境などを加味するよう定めていた。しかし、2020年度の脳・心臓疾患のうち、残業時間が80時間未満で労災認定された事例は1割以下にとどまっており、残業時間のみで判断されやすいといった指摘が出ていた。